

制定 2017年6月10日

社会福祉法人おおた 役員報酬支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人おおた（以下「法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、当法人の役員の報酬に関する事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この基準は、当法人の評議員、理事並びに監事及び当法人の評議員選任・解任委員会の委員に適用する。

(対象職務)

第3条 第2条に規定する当法人の役員が、定款で定められた所定の会義に出席し又はその職務並びに当法人の経営管理にかんする業務に従事した時は、報酬を支給する。

(報酬額)

第4条 役員が、所定の会議に出席したときは、1日につき5,000円を支給する。

2 理事長及び業務執行理事が、理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

3 理事が、理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が、理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立合及び運営上の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(業務記録)

第6条 役員が、会議出席以外の職務に従事した時は、業務内容等の必要な事項を、記録するものとする。

附則 この基準は、2017年6月10日より施行する。

② 役員規程は、同日を以て廃止する。

別表1（日額）

名 称	報 酬
理事長・業務執行理事 業務報酬	15,000円
理事・監事業務報酬	5,000円
監事監査指導報酬	15,000円